

活動チェックリスト (2021 年度版)

梅雨・台風時期は大雨による土砂災害や洪水など災害発生のおそれがあり、最大限の注意が必要です。

このため、自助・共助の取組として皆さんにお願いしたいことなどを「活動チェックリスト」としてまとめましたので、自治会（町内会）や自主防災組織の役員の方などで共有していただき、活動体制を確認するなど、地域でも備えていただきますようお願いいたします。

（この「活動チェックリスト」は、市ホームページにも掲載します。）

1 情報収集について

■ 情報の収集方法を確認してください

- 市ホームページの「防災情報リンク一覧」から、気象情報のほか、雨量や河川水位などの観測情報、監視カメラなどの情報を確認できますので、ぜひご活用ください。

※別紙資料1「防災情報リンク一覧について」参照

- 広島県防災情報メール通知サービス（登録制）をご利用ください。

雨量や河川水位などの情報が携帯電話に届きます。

※別紙資料2「広島県防災情報メール通知サービス」参照

【参考】本市からの避難情報等の伝達方法

- 携帯電話等への緊急速報メール（登録不要）

- 固定電話への災害情報電話通報サービス（登録制）

※携帯電話等を持たない方を対象にしていますので、高齢者など該当の方がおられましたら登録していただくよう周知をお願いします。

※別紙資料3「災害時の避難情報等を固定電話にお知らせします！」参照

- テレビ・ラジオによる放送 ●自治会ファックス ●防災行政無線など

※避難情報の発令情報を自治会連合会長宛にファックスしていますが、自主防災組織の代表者の方へもファックスが可能ですので、希望される方は危機管理防災課までご連絡ください。（危機管理防災課 928-1228）

2 避難行動について

■ 「警戒レベルが出た際の行動」を確認してください

- 警戒レベル1が出たら ⇒「心構えを高める」（気象庁が発表）

- 警戒レベル2が出たら ⇒「避難行動を確認する」（気象庁が発表）

- 警戒レベル3が出たら ⇒「高齢者等は避難」（本市が発表）

- 警戒レベル4が出たら ⇒「危険な場所から全員避難」（本市が発表）

※別紙資料4「避難情報のポイント」参照

■ 「避難が必要な方」を確認してください。（全ての方ではありません）

避難が必要な方は、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など危険な場所にいる方です。たとえ避難情報が発令された区域でも、安全な場所にいる方の避難は必要ありません。

別紙資料5「避難行動判定フロー」と各種ハザードマップとあわせ、各自の取るべき行動を事前に確認してください。

■ 「避難先の考え方」を確認してください。

避難とは安全を確保することですので、避難場所（市開設・地域自主開設）に必ずしも行く必要はありません。

避難方法として「親戚・友人宅への避難」、「高台への車での早めの避難」なども有効です。
※新型コロナウイルス対策のため、**多くの人が集まる避難場所ではなく、できるだけ「親戚・友人宅への避難」、「高台への車での早めの避難」などをご検討ください。**

別紙資料6「災害時の新型コロナウイルス感染症対策」

3 緊急避難場所について

(1) 市が開設する緊急避難場所

■ 開設の考え方を確認してください

緊急避難場所は、別紙資料7「水害時に本市が行う緊急避難場所の開設の考え方について」のとおり、「注意喚起」⇒「【警戒レベル3】高齢者等避難」⇒「【警戒レベル4】避難指示」と、各避難情報の発令に合わせて段階的に開設します。

学区が発令範囲に含まれた場合、市ではその学区に1か所の緊急避難場所（資料7裏面記載）を開設しますので、不足する場合は地域の実情に応じて自主開設をお願いします。

※避難される際は、緊急避難場所の開設状況を必ず確認し、避難してください。
（全て開設されるわけではありません。）

■ 「緊急避難場所の開錠方法」を確認してください。

- 「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発表された段階で開設する場合
⇒市職員が開錠します。
- 【警戒レベル4】「避難指示」が発表された段階で開設する場合
⇒施設ごとに次のとおり開錠します。

【公立小中学校】本部からホットラインで自主防災組織の方に連絡しますので、学校施設管理協力者（地域で鍵を管理）から鍵を受け取り、開錠してください。

【公民館等】 公民館長（地域在住）に開錠対応を連絡します。

【その他】 施設管理者の開錠対応を連絡します。

※いずれの施設へも、同時に市職員が鍵を持って向かいます。

※公民館と市立小中学校については、学区に鍵を貸与することも可能ですので、希望される学区は各担当課へお問い合わせください。

【公民館】各支所地域振興課 (松永) 934-5443 (北部) 976-9460
(東部) 940-2574 (神辺) 962-5026

【市立小中学校】教育委員会教育総務課 928-1108

■ 「緊急避難場所」と「避難所」の違いを確認してください

※避難場所へは各自必要なものを持参してください。

名称	定義	環境	持参が必要なもの
緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急一時的に避難する場所	基本的に食糧等の提供はない。	非常持出品 食糧、飲料水、衣類、毛布、ラジオ、貴重品、その他必要なもの（粉ミルク、哺乳瓶、服薬中の薬等）
避難所	災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所	食糧、毛布などは市が用意する。	家族の状況に応じて必要なものは各自持参 ・幼児がいる場合は、おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等 ・高齢者がいる場合は、常備薬、服薬中の薬、老眼鏡、入れ歯、介護用品（杖など）、等

(2) 地域で自主開設する緊急避難場所

■ 自主開設の手順等を確認してください

※新型コロナウイルス対策として、当面は多くの人が集まる緊急避難場所ではなく、できるだけ「**親戚・友人宅への避難**」、「**高台への車での早めの避難**」などの安全な場所をご検討ください。

【通常の開設方法】

- ①開設する施設が安全な場所にあることをハザードマップで確認する。
- ②開設後、市へ連絡（代表者の名前、連絡先をお聞きし、その後の連携を図ります。）

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】（084）928-1154

※自主開設の緊急避難場所の運営は基本的に地域でお願いしますが、市からは避難状況の確認や気象情報などの情報を提供します。

※市指定の緊急避難場所を自主開設された場合で後から市の開設に切り替える場合は、職員を派遣します。

[別紙資料8「災害時における緊急避難場所自主開設マニュアル作成の手引き」参照](#)

【参考】本市が開設する緊急避難場所での新型コロナウイルス感染症対策について

- 検温、健康チェックシートによる聞き取り
- 手洗い、咳エチケット等の徹底（避難者・職員等）
 - ア 検温など避難者の健康チェック
 - イ 入退室時の手洗い（手指消毒）
 - ウ マスク着用など咳エチケット
- 定期的に室内の十分な換気
- 避難スペースの拡充（避難者同士の間隔を2m以上空ける）
- 共有部分（ドアノブ等）の定期的な清掃・消毒
- 避難者名簿の作成（感染経路の把握に備え）
- 発熱、咳等の症状が出た場合は、速やかに職員に申し出てもらい、対策本部や保健所と連携して対応
 - ・専用のスペースやトイレを確保し、一般避難者とはゾーン、動線を分ける。
 - ・症状がある人同士をやむを得ず同室にする場合、間仕切り等で区切る。

4 本市との連携について

■ 自主開設の手順等を確認してください

【本市からの連絡】

- 届けのあった方の3名のうち、優先順位に従って1人の方に災害状況などをお知らせします。
- 小中学校を緊急避難場所として開設する場合、開錠の対応をお願いすることがありますので、近くにお住まいなど、速やかに対応できる方を登録していただくようお願いいたします。

【市への緊急連絡】

- 市災害対策（警戒）本部を設置した際、自主防災組織代表者からの連絡用の専用電話を本部に設置しますので、緊急連絡が必要な場合はこの電話番号にご連絡ください。

【留意】この電話番号のご利用は、自治会又は自主防災組織の代表者の方に限定していただき、一般の方のご利用は控えていただきますようお願いいたします。

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】（084）928-1154

5 地域の体制について

■ 防災資器材・器具等を点検してください

浸水等に備えて、土のうなどの資機材等の点検・準備をお願いします。

なお、本市では自主防災組織に土のう袋、真砂土、バリカなどの資器材を貸与していますので、この制度を有効に活用してください。別紙資料9「福山市防災資器材貸与要綱」参照

■ 地域で避難する際の声かけのルールを確認してください。

■ 最新の地域連絡網が関係者で共有されているかを確認してください。

■ 緊急時の連絡先を確認してください。

●本市への連絡

市災害対策本部 928-1085（設置時のみ）

各支所・市民サービス課（松永）930-0400（北部）976-8800（東部）940-2571
（神辺）962-5000（新市）0847-52-5512
（鞆）982-2660（沼隈）980-7770

●被害情報（人的被害）の連絡 消防局 119

●地域にある消防署や医療機関などの連絡先を確認しておいてください。

〇〇〇消防署	TEL	中国電力株式会社	TEL
消防団〇〇〇分団	TEL	福山ガス	TEL
〇〇〇警察署（交番）	TEL	株式会社NTT西日本	TEL
〇〇〇病院	TEL		TEL
福山市上下水道局	TEL		TEL

【その他】 ●別紙資料10「緊急避難場所・避難所等一覧」